



県立狭山緑陽高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年2月7日策定、平成31年4月1日施行 令和3年4月12日改訂

◆ 活動の基本方針

- 部活動を通して、マナーやルールを守って行動できる生徒、目標に向かって取り組める生徒、他人を思いやり、お互いを高め合おうとする生徒の育成を図る。
- 生徒が自主的かつ自発的に活動する部活動を目指し、計画的で効率的・効果的な指導を進める。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は年間の活動計画及び月間の活動実績を作成し、校長に提出する。
- 活動計画は生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の活動状況を把握し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導を整える。
- 適宜外部指導者を活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 各顧問は日常的に施設や設備を点検し、事故の防止に努める。
- 各顧問、管理職は体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問会が中心となり、定期的に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問と担任、養護教諭等との連携を図る。
- 教職員対象の心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 顧問の資質能力の向上を目指し、校外の研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を行う。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日以上かつ土曜日、日曜日のいずれか1日以上）の休養日を設ける。
- 平日の活動時間は、原則として多目的時間（16：15～17：05）とする。
- 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業等）の活動時間は、原則として3時間程度とする。
- 原則として考査一週間前から最終日まで活動を停止する。
- 長期休業中は、原則として週当たり2日以上（平日）の休養日を設けるとともに、連続する3日間程度の休養日を設定する。
- 参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。